

令和2年千葉市教育委員会会議  
第9回定例会会議録

千葉市教育委員会

# 令和2年千葉市教育委員会会議第9回定例会会議録

日時 令和2年9月25日(金)  
午後2時00分開会  
午後2時18分閉会  
場所 第一・第二会議室

出席委員 教 育 長 磯野 和美  
委 員 和田 麻理  
委 員 小西 朱見  
委 員 藤川 大祐  
委 員 竹田 賢

## 出席職員

教 育 次 長	大野 和広	学 事 課 長	栗和田 耕
教 育 総 務 部 長	松浦 良恵	教育改革推進課長	片見 悟史
学 校 教 育 部 長	山下 敦史	教育指導課長	鶴岡 克彦
生 涯 学 習 部 長	佐々木敏春	教育支援課長	小田 將史
中 央 図 書 館 長	安部 浩成	保健体育課長	阿部健一郎
総 務 課 長	山口美登里	教育センター所長	石川 英明
企 画 課 長	山崎 二郎	養護教育センター所長	千葉 直敏
教 育 職 員 課 長	吉田 悦子	生涯学習振興課長	中島 千恵
教 育 給 与 課 長	松永 信隆	文化財課長	佐久間仁央
学 校 施 設 課 長	森永 成	総務課総務班主査	金井 昌樹
書 記 総 務 課 主 任 主 事	安藤 俊介	総 務 課 主 事	佐野 翔一

- 1 開会  
磯野教育長より開会を宣言
- 2 会議の成立  
過半数の委員の出席により会議成立
- 3 会議録署名人の指名  
磯野教育長より藤川委員を指名
- 4 会期の決定  
令和2年9月25日（1日間）とすることで全委員異議なく決定
- 5 会議録の承認  
令和2年第6回定例会及び令和2年第7回定例会会議録を全委員異議なく承認
- 6 議事日程の決定  
議事日程を全委員異議なく決定
- 7 非公開審議の決定  
議案第91号を非公開審議とする旨決定

## 8 議事の概要

### (1) 議決事項

議案第89号 千葉市教育委員会会議規則の一部改正について

議案第90号 千葉市教育委員会会議オンライン出席取扱基準の制定について

山口総務課長より一括で説明があった後、審議。全委員異議なく、原案どおり可決した。

議案第91号 令和2年度千葉市教育功労者表彰について

山口総務課長より説明があった後、審議。全委員異議なく、原案どおり可決した。

### (2) 発言の要旨

議案第89号 千葉市教育委員会会議規則の一部改正について

議案第90号 千葉市教育委員会会議オンライン出席取扱基準の制定について

磯野教育長 議案第89号「千葉市教育委員会会議規則の一部改正について」及び議案第90号「千葉市教育委員会会議オンライン出席取扱基準の制定について」、総務課長、説明をお願いします。

山口総務課長 議案第89号「千葉市教育委員会会議規則の一部改正について」及び議案第90号「千葉市教育委員会会議オンライン出席取扱基準について」ご説明いたします。議案書は1ページからとなりますが、まず、参考資料の1ページをご覧ください。

初めに、「1 議案の趣旨」です。新型コロナウイルス感染症への対応等のため、WEB会議サービスの活用等による教育委員会会議の開催を可能とするため、規則の一部改正を行うとともに、WEB会議サービスの活用等により遠隔地で会議に出席する場合の基準を定めるものです。以降、WEB会議サービス活用等による会議出席のことを「オンライン出席」と表現させていただきます。次に「2 議案の概要」のうち、「(1) 千葉県教育委員会会議規則の改正」についてです。参考資料の裏面の新旧対照表をご覧ください。表の左側が改正前、右側が改正後となっております。まず、第6条の2に、オンライン出席を可能とするための定義規定を新たに設けます。新設する条文ですが、記載にありますとおり、「委員は、教育長の許可を得て、映像及び音声の送受信等により自由かつ率直に意見を交換し合うことができる方法によって、会議に出席することができる」というものです。併せて関係職員の出席につきましても、第13条第2項として、この規定を引用する規定を設けます。次に、オンライン出席により、議場にはいらっしやらない委員の方、又は職員を出席者として取り扱うため、規定の整備を行います。こちらに係るのが、第19条第2項、第25条第3号の改正です。それでは1ページ目にお戻りください。続きまして、2の「(2) 千葉県教育委員会会議オンライン出席取扱基準の制定」です。千葉県教育委員会会議規則第31条の規定に基づき、委員又は関係職員がオンライン出席できる場合や、オンライン出席を認めない会議などの許可基準を定めるとともに、オンライン出席における手続きやその取扱いについて必要事項を定めるものでございます。議案書の4ページに、新たに制定します取扱基準について記載させていただいております。第2条をご覧ください。第1項では、オンライン出席できる場合について、(1) 交通途絶等の場合、ここには災害等によるものも含まれます。また、(2) 遠隔地に所在する場合、(3) その他必要と認める場合とありますが、今年度のように感染症への対応として接触機会を低減させる必要があるなどといった場合が該当することになります。次に第2項では、オンライン出席ができない会議について規定しております。付議案件の中に、非公開となることが見込まれる案件が含まれている場合、また無記名投票による表決が見込まれるような案件が含まれている

場合につきましては、オンライン出席を認めないことといたします。次に第4条をご覧ください。オンライン出席時に通信が途絶えた場合の取り扱いについて示しております。会議の途中で通信が途絶えた場合は、まずは電話連絡等の方法により引き続き議事を進めるよう努めるものとしますが、それでも通信環境が確保できなくなった場合については、通信を確保するまでの間の議事については、欠席として取り扱うことといたします。参考資料の1ページにお戻りください。3の施行年月日についてですが、両議案とも令和2年10月1日の施行としたいと考えております。説明は以上です。

磯野教育長 審議に移りますが、質問等含め、何かありますか。

藤川委員 ご説明ありがとうございます。このような規定の整理により、様々な事態に対応できるようにしていただいていることを大変ありがたく思います。内容には特段異論はないのですが、今後の運用について意見を申し上げます。2点ございます。1点目は会議規則の新しい第6条の2についてです。どうしても各委員は移動して出席するのでそれなりに負担はあるわけで、負担を減らすためには、できる限りオンラインでというようになりがちかと思うのですが、他方、先日、総合教育会議にオンラインで参加させていただきましたが、自由な議論に参加するにはやや障壁があると感じます。特に様々な方が説明する際に、どなたがどのような感じで話しているのかまではオンラインでは理解しにくいという点で限界がございます。ですので、今後、本格的にオンライン会議を実施していこう、とならない限り、当面は原則として、対面での会議に出席するよう教育委員は努めるという運用としないといけないだろうということです。2点目としては、逆に非常事態などで、複数の委員が会議に出席することが困難になったような場合には、会議の成立が危ぶまれますので、その際、オンライン出席取扱基準の第2条第2項が問題になってくると考えられます。すなわち非公開案件や無記名投票案件が1件でもある場合には、オンラインでの出席ができないという規定になっておりますので、会議自体が成立しなくなるという可能性があるということを危惧しております。例えば、運用の際に、会議を二つに分けていただいて、公開案件のみで1つ会議を成立させて、そのうえで非公開案件等については別途審

議する、そういった柔軟な運用を非常時にはできるようにしていただければありがたいと考えております。いずれにしても様々な事態を見ながら、運用については検討していくべきだと思いますので、柔軟な運用ができるようによろしく願います。

磯野教育長 他にご質問もないようですので、議案第89号「千葉市教育委員会会議規則の一部改正について」を、原案どおり可決したいと考えますが、如何でしょうか。

(「はい」という声あり)

磯野教育長 ご異議ないようですので、原案どおり可決とします。続いて、議案第90号についてお諮りいたします。議案第90号「千葉市教育委員会会議オンライン出席取扱基準の制定について」を、原案どおり可決したいと考えますが、如何でしょうか。

(「はい」という声あり)

磯野教育長 ご異議ないようですので、原案どおり可決とします。

磯野教育長 以上で、公開審議案件に係る審議が終了しました。委員の皆さん、ここまででその他として何かご意見、ご質問等がありますか。よろしいですか。

議案第91号 「令和2年度千葉市教育功労者表彰について」

磯野教育長 次に、議案第91号に係る審議に移ります。なお、竹田委員は議案第91号の対象となっているとのことですので、控室で待機いただきます。

(竹田委員、退出)

磯野教育長 議案第91号「令和2年度千葉市教育功労者表彰について」、総務課長、説明をお願いします。

山口総務課長 議案第91号「令和2年度千葉市教育功労者表彰について」説明させていただきます。議案書と参考資料を別冊でお配りさせていただきます。令和2年度千葉市教育功労者として、議案書記載の方々及び団体を表彰することにつきまして、千葉市教育委員会組織規則第8条第8号の規定に基づき、議決を求めるものでございます。記載の表彰候補者につきましては、参考資料18ページ以降にございます「千葉市教育功労者表彰規則」及び「千葉市教育功労者表彰の表彰基準細則」に基づき、関係所管が推薦し、その後、9月7日～14日

に書面開催いたしました教育功労者表彰審査委員会において審査をしております。

それでは、今年度の表彰候補者の内訳についてご説明いたします。議案書の2ページをお願いします。まず、個人の表彰ですが、学校保健関係としまして、学校医15人、学校歯科医8人、学校薬剤師1人の計24人、生涯学習関係としまして、青少年の健全育成関係5人、スポーツ振興関係3人の計8人、学校教育関係として校長44人、教諭2人、事務職員1人の計47人、以上合計で79人が表彰候補者となっております。次に、団体表彰ですが、生涯学習関係1団体、小学校5校、中学校2校の計8団体が対象となっております。各表彰候補者の推薦理由等につきましては、議案書3ページ以降にございます表彰候補者一覧の推薦事由及び功績概要等をご覧ください。説明は以上でございます。

磯野教育長 審議に移りますが、質問等含め、何かありますか。

和田委員 説明ありがとうございます。今回、参考資料として、過去の受賞一覧もつけていただいた中で、技能職員ですとか事務局職員は、だいぶ昔、昭和の時代は多数の方が受賞されていたようですが、何か事情が変わった経緯や、今後の展望などあれば教えてください。

山口総務課長 おっしゃる通り、過去の技能職員、事務局職員については、かなり以前から表彰の対象としていないところがございます。事務局職員に関しましては、一時的な職員になりますので、表彰対象から外しているといったところはありますけれども、技能職員を外した経緯については、まだ確認ができておらず、申し訳ありません。今後の考え方としましては、これまで教員や技能職員、事務職員問わず内部の職員がかなり多く表彰されているところですが、一方で、学校医の先生や、民間で活動されている団体といったところの表彰数が、少なめになっておりますので、まだ方向性が決まっているわけではありませんが、外に向けて表彰を増やしていくような形にしていけたらと考えております。

磯野教育長 他にご質問もないようですので、議案第91号「千葉市教育功労者表彰について」を、原案どおり可決したいと考えますが、如何でしょうか。

(「はい」という声あり)

磯野教育長 ご異議ないようですので、原案どおり可決とします。  
(竹田委員、入室)

9 その他

(1) 第10回定例会は、10月21日 水曜日 午後2時からとした。

10 閉会

磯野教育長より閉会を宣言